

直ニ支拂ヲ為スハ不能ナルヲ以テ二月十四日ノ支拂日ニ日給一月分ヲ加算スルコト

四(要 求) 諸衛生設備ヲ完備サレタレ

(解決條件)

除々ニ改善スルコト

五(要 求) 一ヶ月以上勤務者ニハ健康保險法通リ加入手續ヲ実施サレタレ

(解決條件)

即時実行

六(要 求) 年一回ノ定期昇給ヲ実行サレタレ

(解決條件)

全般ニ成績ヲ考慮シテ高低ノ差ハアルモ実施スル

(以上)

別記

要 求 書

八目乙ノ都合上退職スル場合退職手當左ノ通支給セラレタレ

満一ヶ年勤務者 日給十五日分

一ヶ年以上 一ヶ年十五日宛加算

五ヶ年以上 一ヶ年十八日 加算

但し一ヶ年未満ハ月割トシ退職當時ノ日給ニテ計算セラレタレ

六工賃計算ハ支払ニ日前メ切ト改正サレタレ

三昨年十一月第一及第三日曜日ニ出勤シタルニ対シ 全日ハ定休日ニ付キ後前通

日給ノ五割手當支給サレタレ

四諸衛生設備ヲ完備サレタレ

五一ヶ月以上勤務者ニハ健康保險法通リ加入手續ヲ実施サレタレ

六年一回ノ定期昇給ヲ実行サレタレ

以上